

議案第40号

清水町予防接種健康被害調査委員会条例の制定について

地方自治法第96条第1項第1号の規定に基づき、上記条例の制定について議会の議決を求める。

令和3年4月26日提出

清水町長 阿部 一男

清水町予防接種健康被害調査委員会条例

(設置)

第1条 予防接種法（昭和23年法律第68号）及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に基づいて、町長が実施する予防接種（以下「予防接種」という。）により発生した健康被害の適正かつ円滑な処理に資するため、清水町予防接種健康被害調査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、町長の要請に応じ、予防接種による健康被害について、医学的見地から調査を行うものとし、次に掲げる事項につき調査し、町長に報告するものとする。

- (1) 健康被害発生事例の疾病状況及び診療内容についての資料収集に関すること。
- (2) 前号に関し、必要に応じて特殊検査又は剖検の実施についての助言等にすること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が特に必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する委員4人以内をもって組織する。

- (1) 十勝医師会の推薦する医師 2人以内
- (2) 北海道知事が推薦する医師 1人
- (3) 帯広保健所長

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任することができる。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、町長が招集し、委員長が議長となる。

(意見聴取)

第6条 委員長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(報酬)

第7条 委員に次の表に定める報酬を支給する。

| 区分 | 報酬額 |
|--------|------------|
| 委員長・委員 | 日額 12,000円 |

(費用弁償)

第8条 委員が招集に応じ又は職務のため出張したときは、非常勤職員の報酬及び費用弁償条例（昭和31年清水町条例第22号）別表第2に準じて費用弁償を支給する。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、保健福祉課において処理する。

(委任)

第10条 この条例の施行について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。